

「古川流域の総合的な治水対策協議会」規約

(趣旨)

第1条 本会の名称は、「古川流域の総合的な治水対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、古川流域で近年頻発している浸水被害を踏まえ、秋田市・秋田県・国が連携して現状を把握し、対応方法を検討してそれぞれの役割を確認、分担して対策を行うことで被害を軽減することを目的とする。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会には、別表2の職にある者からなる作業部会を置き、必要事項の調整検討を行う。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。

(公開)

第5条 協議会の公開方法については協議会で定める。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会の事務局は、秋田市 建設部 道路建設課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り決定する。

(附則)

第9条 この規約は、平成30年8月17日から施行する。

別表1 古川流域の総合的な治水対策協議会 委員

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	所長
秋田県	建設部	建設技監
秋田市	上下水道局	理事
秋田市	建設部	部長

別表2 古川流域の総合的な治水対策協議会 作業部会

国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所	副所長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 工務第一課	課長
国土交通省 東北地方整備局	秋田河川国道事務所 調査第一課	課長
秋田県	建設部 河川砂防課	班長
秋田県	秋田地域振興局 建設部 企画・建設課	課長
秋田県	秋田地域振興局 建設部 保全・環境課	課長
秋田市	上下水道局 下水道整備課	課長
秋田市	建設部	次長
秋田市	建設部 道路建設課	課長